

柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会
第 263 回定例会・会議録

日 時	令和 7 (2025) 年 5 月 14 日 (水)	18 : 30~20 : 35
場 所	柏崎原子力広報センター 2F 研修室	
出席委員	相澤、飯田 (耕)、飯田 (裕)、岡田、小田、小池、細山、品田 (善)、 品田 (剛)、品田 (信)、白井、竹内、中村、星野 (俊)、星野 (正)、 本間、三井田 以上 17 名	
欠席委員	水戸部 以上 1 名 (敬称略、五十音順)	
その他出席者	原子力規制委員会原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所 伊藤 所長 杉岡 原子力運転検査官 伊藤 原子力運転検査官 資源エネルギー庁 前田 原子力立地政策室長 柏崎刈羽地域担当官事務所 渡邊 所長 新潟県 防災局原子力安全対策課 金子 課長 天野 主任 柏崎市 防災・原子力課 田辺 危機管理監 吉原 課長 刈羽村 総務課 鈴木 課長 北本 主事 東京電力ホールディングス (株) 稲垣 発電所長 杉山 副所長 古濱 原子力安全センター所長 松坂 リスクコミュニケーター 南雲 新潟本部副本部長 曾良岡 土木・建築担当 今井本社リスクコミュニケーター 上田 リスクコミュニケーター 大竹 地域共生総括 G (PC 操作) 柏崎原子力広報センター 品田 理事	

堀 業務執行理事
近藤 事務局長
石黒 主査 松岡 主事

◎事務局

それでは定刻になりましたので、ただ今から、柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会、第 263 回定例会を開催します。

私は、地域の会事務局の近藤です。進行を務めますのでよろしくお願いいたします。

本日の欠席委員は、水戸部委員、1 名です。

それでは、配布資料の確認をお願いします。

まず、事務局からは、「会議次第」、「第 12 期委員名簿」、「委員からの質問・意見書」1 部、「地域の会の概要」、「要望書の写し」、こちらは新しく委員になられた方のみの配布です。「地域の会創立 20 周年記録誌」、こちらも新しく委員になられた方のみの配布です。「地域の会質問・意見書の様式」、これは委員の皆様にお配りをしております。委員からオブザーバーに対する質問や意見がある場合に、事務局に提出する様式です。会議中にご発言いただけなかった質問や意見などがございましたら、後日、事務局までご提出ください。尚、メールアドレスを事務局にお届けいただいている委員には、後日、様式の電子データをメールで送りますのでご利用ください。

次に、オブザーバーから、原子力規制庁から 1 部、資源エネルギー庁から 1 部、新潟県から 1 部、柏崎市から 1 部、刈羽村から 1 部、東京電力ホールディングスから 3 部、以上ですが、不足がございましたらお知らせください。

それでは、これから議事に入りますが、(1)の第 12 期委員依頼状授与セレモニーは、事務局で進行させていただきます。

最初に、依頼状の授与を行います。本日は第 12 期の委員の皆様からご出席いただいております。任期は令和 7 (2025) 年 5 月 1 日から令和 9 (2027) 年 4 月 30 日までの 2 年間です。

それでは、公益財団法人柏崎原子力広報センター、品田宏夫理事から依頼状を授与いたします。品田理事はマイクの前にお進みください。

依頼状の授与は、時間の都合上代表者のみとさせていただきます。

飯田裕樹委員、前にお進みください。

◎品田 理事

依頼状、飯田裕樹様、あなたに柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会委員を依頼します。任期は令和 7 (2025) 年 5 月 1 日から令和 9 (2027) 年 4 月 30 日までといたします。令和 7 年 5 月 1 日、公益財団法人柏崎原子力広報センター代表理事、櫻井雅浩、代読、宜しく申し上げます。

◎事務局

他の委員の皆様にはお手元に依頼状をお配りしておりますのでご確認をお願いします。

それでは就任された委員の皆様から、自己紹介をお願いします。尚、時間の関係上、紹介は推薦団体名とご本人のお名前のみとさせていただきます。順番は名簿の1番、相澤委員から番号順をお願いします。

◎相澤 委員

相澤です。刈羽村と西山の住民の会の代表です。よろしくお願いします。

◎飯田（耕） 委員

名簿番号2番の飯田耕平です。原発問題を考える柏崎刈羽地域連絡センターになっていますが、この前、総会を開きまして、センターを取りまして、会に名前が変わりましたので、地域連絡センターから、地域連絡会に変更してください。

◎飯田（裕） 委員

飯田裕樹です。刈羽村商工会からきました。よろしくお願いいたします。

◎岡田 委員

柏崎地区生コンクリート協同組合より推薦をいただきました、岡田和久と申します。よろしくお願いします。

◎小田 委員

柏崎商工会議所より推薦をいただいています、小田修市と申します。よろしくお願いします。

◎小池 委員

高浜地区代表、宮川町内会会長、小池昭一と申します。よろしくお願いします。

◎細山 委員

新潟漁業協同組合柏崎支所から推薦をいただいております、細山恭輔と申します。よろしくお願いします。

◎品田（善） 委員

荒浜21フォーラムから出向させていただいています、品田善司です。よろしくお願いいたします。

◎品田（剛） 委員

柏崎エネルギーフォーラムより推薦で参加させていただいております。品田剛（たかし）と申します。よろしくお願いいたします。

◎品田（信） 委員

柏崎男女共同参画推進市民会議から推薦していただきました、品田信子と申します。よろしくお願いいたします。

◎白井 委員

地元松浜地区町内会の推薦で出席させていただきました、白井広一と申します。よろしくお願いいたします。

◎竹内 委員

プルサーマルを考える柏崎刈羽市民ネットワークの竹内英子です。よろしくお願いいたします。

たします。

◎中村 委員

刈羽エネルギー懇談会から出向させていただきました、中村伸哉です。よろしくお願いいたします。

◎星野（正） 委員

私、15番の星野正孝といます。南部コミュニティ協議会から推薦されて参りました。よろしくお願いいたします。

◎本間 委員

16番、本間保です。プルサーマルを考える医療者の会から出ております。お願いします。

◎三井田 委員

刈羽村、原発反対刈羽村を守る会から推薦を受けました、三井田と申します。よろしくお願いいたします。

◎事務局

はい、ありがとうございました。

星野俊彦委員は、まだ到着されておりません。水戸部委員はご欠席です。よろしくお願いいたします。

続きまして、オブザーバーと広報センター理事及び事務局について、私、近藤から紹介させていただきます。

恐縮ですが、私がお名前をお呼びいたしましたら、その場でお立ちの上ご一礼をいただき、そのままご着席をお願いいたします。

初めに、公益財団法人柏崎原子力広報センター、品田理事。

原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所、伊藤所長。杉岡原子力運転検査官。伊藤原子力運転検査官。

資源エネルギー庁、前田原子力立地政策室長。柏崎刈羽地域担当官事務所、渡邊所長。

新潟県防災局原子力安全対策課、金子課長。天野主任。

柏崎市、田辺危機管理監。柏崎市危機管理部防災原子力課、吉原課長。

刈羽村総務課、鈴木課長。北本主事。

東京電力ホールディングス、稲垣発電所長。杉山副所長。古濱原子力安全センター所長。松坂リスクコミュニケーター。南雲新潟本部副本部長。上田リスクコミュニケーター。今井本社リスクコミュニケーター。曾良岡土木・建築担当。

それから、事務局、原子力広報センターの業務執行理事、堀。同じく、石黒主査。松岡主事。事務局長の近藤です。

以上のメンバーで、地域の会の第12期がスタートをいたします。皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

続いて、会長、副会長の選出に移ります。

会則第8条第2項に、「会長及び副会長は委員により互選します」と規定されております。委員の皆様にお伺いします。会長、副会長の選出について、ご意見がありましたら発言をお願いします。小田委員。

◎小田 委員

会長に、経験と実績のある品田善司さんを推薦致します。また、副会長に同じく経験豊富な竹内英子さん、そして、若い方の意見も必要かと思いますので、岡田和久さんの2名を副会長に推薦致します。

◎事務局

只今、小田委員から、会長に品田善司委員を、副会長には竹内英子委員と岡田和久委員のお二人を推薦するとの発言がありました。他にご意見はありませんでしょうか。

無いようでございますので、地域の会第12期の会長に、品田善司委員を、副会長に、竹内英子委員と岡田和久委員を、それぞれ選出することでよろしいでしょうか。賛成の方は拍手をお願いします。

— 拍手 —

皆様のご賛同により、地域の会第12期の会長に、品田善司委員、副会長には、竹内英子委員と岡田和久委員が選出されました。

ここで、品田善司新会長と、竹内・岡田新副会長から、ひと言ずつご挨拶をお願いします。まず、品田会長をお願いします。

◎品田（善） 委員

ただ今、ご推薦を頂戴しました、荒浜21フォーラムより出席させていただいています、品田善司でございます。

私、2020年の5月から委員をさせていただいていまして、丸5年になります。今年度から6年目ということになります。現在の委員の中で2番目に長い経歴ということになりました。

先の、第11期までご一緒させていただいていました、三宮徳保前会長、三井田達毅前副会長、そして、須田年美委員におかれましては、10年の任期を全うされて退任されました。改めまして、その熱意とご努力に対しまして敬意を表するところでございます。

三宮前会長が退任するにあたり、柏崎刈羽原子力発電所の安全性と透明性というのは確実に向上しているという話をされておりました。第12期のスタートに当たりまして、地域の会の目的に沿ってさらに原子力発電所の透明性を確保し、また安全性を確保、向上していくために、委員の皆様、それからオブザーバーの皆様におかれましてもご理解を頂戴しながら、この会を進めていきたいと思っておりますので、何卒ご協力のほどお願い申し上げます。今後ともよろしくお願い申し上げます。以上です。

◎事務局

続きまして、竹内新副会長、お願いします。

◎竹内 委員

副会長の任をいただきました、竹内英子です。地域の会 9 年目になりました。この地域の会は、推進派の方と反対派の方が争うのではなく、共に柏崎刈羽原子力発電所にまつわる事実を明らかにし、また、原子力政策について不明な点を明らかにしていく会、大事な会だと思っております。残り 2 年ですが、頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎事務局

岡田新副会長、お願いします。

◎岡田 委員

柏崎地区生コンクリート協同組合の岡田です。この度は、副会長に承認いただきましてありがとうございます。私、2 期目、3 年目ということで、経験のある先輩方がたくさんいらっしゃいますが、フレッシュでもないですが、若い意見をということで、これからも。また一段、積極的に発言をさせていただきたいと思っております。お二方がおっしゃったように、この会が落ち着いた成熟した議論で進めていけるように、私も頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

◎事務局

ありがとうございました。2 年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、広域財団法人柏崎原子力広報センターの品田理事から、皆様にご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

◎品田 理事

皆さん、こんばんは。

18 名の精鋭が今日から体制を固めて 2 年間、活動が始まるわけでありまして。皆さんが今おっしゃったような、落ち着いた深い議論の展開を温かく見守りたいと思っております。

この会は独立した会ですから、誰かから、ああしろ、こうしろと言われて活動する会では決してありません。皆さんの意思の赴くままに、皆さんの意思の思いのおりに活動展開を大いにさせていただきたい。しっかりとサポートして参りたいと考えております。

昨今、原子力発電所を取り巻く大きな県内のうねり、住民投票、県民投票というテーマがありました。私は、それを冷静に見ながら思ったことは、やっぱり柏崎刈羽、この地に暮らしている私たちは、原子力発電という技術、そこに発電所があるという事実、そういったことに日々直面をしているわけですね。それを、課題と感ずるか感じないかはさておき、ここに一緒に暮らしている、共生しているという事実があります。故に、私たちはかなり深く、この原子力利用ということについて知見を持っていますし、意見も持っているわけございまして、これが他の地域、県内でも他の地域の皆さんと比べると全然違うのだなということをつくづく、しみじみと感じながら、この一連の県内の展開を見ておりました。そういう意味において、ここで交わされる皆さんの議論というのは、県内で最高レ

ベル、先端を行く議論になると思います。説明側も答えられないことはありませんので、まあ、私は石破総理に代わって言うわけではありませんが、国の総力を挙げて皆さんの質問、ご意見に答えていく、そういう体制がしっかりと出来上がっておりますので、どうか活発な意見交換、議論をしていただきたいと思います。

これから2年間、皆さんのこの活動が価値ある活動になりますように祈念をして、お礼のご挨拶にしたいと思います。頑張ってください。ありがとうございます。

◎事務局

ありがとうございました。

以上で第12期委員、依頼状授与セレモニーを終了いたします。

ここで、品田理事が退席されます。

— 品田 理事 退席 —

それでは、品田善司会長と相澤委員の席を入れ替えますので、しばらくお待ちください。

それでは、ここからは品田善司会長に進行をお願いします。

◎品田（善） 議長

改めまして。皆様、こんばんは。議長を務めさせていただきます、品田善司です。よろしくお願ひいたします。

委員の皆様のご協力によりまして円滑な会の運営に努めて参りますので、よろしくお願ひしたいと思います。

初めに、運営委員の指名についてですが、地域の会の会則の第9条の第2項に、「運営委員は会長、副会長及び会長が指名した若干名の運営委員で構成する」とございます。つきましては、本日、会長に選出されたばかりでございますので、来週の水曜日に運営委員会がでございます。それまでに、私から個別に運営委員の就任をお願いすることといたしますので、その節はよろしくお願ひします。

会議に先立ちまして、地域の会の在り方、進め方について、4点ほど確認をさせていただきます。

- 1、この会は、原子力発電所に対する意見を発信する場であること。
- 2、この会は、地域住民とオブザーバーが顔を合わせ、情報を共有する場であること。
- 3、この会は結論を出さない会であること。
- 4、この会は、お互いの立場を尊重し、冷静で客観的な議論を重ねる場であること。

以上の4点を十分ご認識いただき、会の運営にご協力をお願いいたします。

また、新委員6名の方には、「地域の会創立20周年記念誌」が配布されていると思いますが、その最後のページにこの会の会則が掲載されております。第1条から第11条までございますが、特に第1条の目的、第4条の任務、第5条の会及び委員の権利と責務をよくお読みいただいて、理解していただきたいと思います。

そして、委員の皆様には各推薦団体から選出され、ご出席いただいておりますが、この地域の会ではご本人の考え方や思考の下で発言いただいております。各団体の意見を集約し調整する必要はあまりないと考えております。ご自分が考えていること、思っていることを話していただければと思っておりますので、お願い致します。

また、オブザーバーの皆様におかれましては、この地域の会で出た意見等をそれぞれの事業、政策に生かしていただければと思っておりますので、よろしくお願い致します。

また、議題の第3で地域の会の概要について事務局から説明がございますが、その時にご確認いただければと思っております。

それでは、議題の2に移ります。前回定例会以降の動き、質疑応答に入らせていただきます。

今回は時間が通常より短くなっておりますので、皆様には簡潔に発表、それから、質問をお願いしたいと思います。

順番はいつも通り、東京電力ホールディングスさん、原子力規制庁さん、資源エネルギー庁さん、新潟県さん、柏崎市さん、そして刈羽村さんの順番でお願いしたいと思います。

では、東京電力さん、お願い致します。

◎杉山 副所長（東京電力ホールディングス（株）・柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の杉山です。

「第263回地域の会定例会資料前回定例会以降の動き」について、ご説明をさせていただきます。まず、不適合関係からです。

3ページをご覧ください。4月10日、7号機非常用ディーゼル発電機Aからの油漏れについてです。

4月9日午後3時20分頃、原子炉建屋1階において、当社社員が非常用ディーゼル発電機Aの定例試験を行っていたところ、停止操作前の機器状態確認時に油の漏れ、約270ccを確認いたしました。その後、午後3時30分頃に非常用ディーゼル発電機Aを停止し、油の漏れが止まったことを確認しています。漏れ出た潤滑油については拭き取りを行っており、外部等への流出はなく、環境への影響はありません。尚、油の漏れがあったことから一般回線にて公設消防へ連絡を致しました。

今後、潤滑油が漏れいたした箇所や原因の調査を実施し、再発防止対策を講じて参ります。

4月16日、区分Ⅲになります。6号機タービン建屋におけるけが人の発生についてです。

4月15日午後2時頃、タービン建屋地下2階トレンチ内エリアにおいて、足場の撤去作業に従事していた協力企業作業員が、パイプの受け渡しの際に、パイプ先端が右手人差指にあたり負傷しました。そのため業務車にて医療機関へ搬送しました。尚、本人の意識はあり、身体汚染もありません。診察の結果、人差指挫創と診断されました。

5ページになります。4月16日、区分Ⅲになります。6号機非常用ディーゼル発電機C

の自動停止についてです。

4月15日午前11時8分頃、原子炉建屋1階において、非常用ディーゼル発電機Cの24時間確認運転を終え、停止操作へ入る前に発電機の出力が下がり、保護装置が作動したことから発電機が自動停止しました。尚、今回の事象による外部への放射能の影響はありません。

非常用ディーゼル発電機は安全上重要な機器に該当しますが、現時点において、保安規定に基づく機能要求台数は3台のうちの2台、A,Bにて満足しています。

設備の外観点検及び操作履歴等の確認を実施しましたが、設備の不具合は確認されておりません。引き続き停止に至った原因の調査を実施し、再発防止対策を講じて参ります。

このあと、続報で結果が出て参りますので、またそちらでご説明をしたいと思います。

6ページは、核物質防護に関する不適合情報ですので、後ほどお読みいただければと思います。

9ページになります。4月29日、7号機使用済燃料貯蔵プール監視カメラの監視不能による運転上の制限の逸脱についてです。公表区分がⅡになります。

4月28日午後10時20分頃、7号機コントロール建屋2階中央制御室において、運転員が毎週実施している動作確認の中で、水位・水温を監視する使用済燃料貯蔵プール監視カメラの映像が表示されない事象を確認しました。そのため、保安規定に定める運転上の制限から逸脱したと判断しました。

10ページ、同日になりますが、すぐ調査をした結果、表示装置の入力信号の切り替え操作により監視カメラの映像が正常に表示されたことを10時30分に確認しました。また、事象発生以降はカメラ映像の録画は正常にできており、設備に故障がないことも確認しました。そのため、運転上の制限の逸脱には該当しないものと判断し、訂正をしております。

11ページになります。4月30日、7号機における追加検査の実施に係る通知の受領についてです。

24年11月から本年1月の間に、7号機設備故障に伴う衛星電話の一部使用不能により、保安規定で定める運転上の制限の逸脱となる事象が4件発生しました。これにより、7号機における、令和6年度第4四半期の安全実績指標の結果について「白」と分類しています。区分につきましては、※の1、※の2の区分を後ほどご覧いただければと思います。この結果を受け、本日4月30日、原子力規制委員会より対応区分を第1区分から第2区分に変更することが決定され、追加検査の実施及び改善措置活動に対する計画等の報告を5月30日までに求める通知を受領しました。

これは、5月12日に報告をしておりますので、そちらのプレス文書でご説明をさせていただきたいと思っております。

また、12ページからは核物質防護に関する不適合情報になりますので、後ほどお読み

いただければと思います。

続きまして 15 ページになります。5 月 12 日、区分Ⅲになります。1 号機非常用ディーゼル発電機 A、潤滑油加熱器の不具合についてです。

5 月 10 日午後 1 時 33 分頃、1 号機で地絡を示す警報が発生しました。調査の結果、原子炉建屋地下 1 階にある非常用ディーゼル発電機 A の潤滑油加熱器において、絶縁抵抗の不良を確認したことから当該、潤滑油加熱器の電源を停止しました。

※印のですが、非常用ディーゼル発電機の潤滑油の温度を一定の範囲内に保つため、潤滑油の温度が下がった際に温めるための設備になります。潤滑油タンクからディーゼル発電機へ潤滑油が送られる途中に設置しているものです。今後、原因の調査を実施し、再発防止対策を講じて参ります。

16 ページです。先ほどの 4 月 30 日に原子力規制委員会様より通知を受領した件です。

5 月 12 日に当社は、本件の直接原因や背後要因の分析結果、改善措置活動の計画と取りまとめを同委員会に報告いたしました。

当社は今後、同委員会による追加検査に真摯に且つ丁寧に対応し発電所の更なる安全性、信頼性の向上に努めて参ります。

17 ページになります。こちらは、4 月 10 日のユニット所長会見でご説明をした内容になります。以前、ご報告させていただきました 66 kV ボルト開閉所建屋での火災についての続報でございます。

低起動変圧器の防災設備の定例試験を実施中に制御用補助変圧器から火災が発生したものです。調査の結果、制御ケーブルで地絡が発生し、当該変圧器に過電流が流れ、加熱、出火したものと推定しております。

また、詳細は調査中ですが、参考資料がついておりますので、後ほどお読みいただければと思います。また、質問等ございましたら次回にでも、文書でいただければと思います。

19 ページになります。こちらにもユニット所長会見でご説明させていただきましたが、衛星電話に関する対応状況です。4 件の故障があり、この表を見ていただきますと、緊急時対策所で 3 件、7 号機の中央制御室で 1 件ということで、屋外アンテナの N01 と N05 につきましては、年間を通した気温差による劣化が加速したことによる不具合と推定しております。

7 号機のものに関してはコネクタ部分の不具合ということで、当社研究所の調査ではコネクタ接続部内部で水分によるショートが発生したものと推定しております。コネクタでの水分侵入までの流れにつきましては下のほうに記載をさせていただいておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

20 ページです。調査結果を踏まえた対策を表にしています。①のアンテナの不具合対策に関しましては、設置してから 4 年程度で故障に至った今回の実績を踏まえ、設備の更新周期を 4 年に設定しております。

2 番のコネクタの不具合対策ですが、アンテナ等の接続コネクタのケーブル、かしめ部

のチューブの上から自己融着テープを巻き、水分の侵入防止を強化しております。

LC0 逸脱の未然防止です。これは実施済みですが、保安規定で定める台数以上に設備を増設するというので、調査結果を踏まえた対策となっております。

下には、今、お話したような部分の図が記載してあります。

また、21 ページの安全対策設備と保安規定について、運転上の制限の逸脱に関するご説明をさせていただいた資料になります。お時間の関係もありますので割愛をさせていただきます。後ほどお読みいただければと思います。

23 ページですが、6 号機の主要な安全対策工事の進捗状況です。これは毎月ユニット所長会見、所長会見でご説明をさせていただいていることもあり、今回、5月8日のユニット所長会見が最新になりますので、そちらでご説明をさせていただきたいと思います。

24 ページの続報に関しましても、16 ページで説明した火災の内容と同じでございます。

25 ページになります。4月24日の定例所長会見で説明をさせていただきました、6号機における原子炉系主要設備の健全性確認と同じく、安全対策工事の進捗ということで、こちらも5月8日のユニット所長会見で最新の説明をしておりますので、そちらで説明させていただきたいと思います。

27 ページになります。4月24日、低レベル放射性廃棄物の輸送終了についてです。

3月28日にお知らせしました、2025年度使用済燃料等の輸送計画についてのとおり、発電所から低レベル放射性廃棄物の輸送を行っておりましたが、4月24日にドラム缶1800本を日本原燃の低レベル放射性廃棄物埋設センターに輸送が完了しましたので、報告させていただいたものです。

29 ページになります。こちらが5月8日のユニット所長会見にてご説明させていただきました、6号機における原子炉系主要設備の健全性確認についてです。5月7日より、制御棒駆動機構の健全性確認を開始。健全性確認にあたってはダブルブレードガイドを使用し、制御棒の挿入、引き抜き操作を実施しております。

この健全性確認は3つ、①が主蒸気隔離弁の健全性確認、これは4月10日、4月15日に実施しています。

②主蒸気逃がし安全弁に関しましては4月17日に、そして③の制御棒駆動機構について、205本の制御棒を1本ずつ電動による挿入、引き抜き操作を行い、全ての制御棒駆動機構が正しく動作することを確認しているところです。

下の図は、ダブルブレードガイドの説明になりますが、燃料が入っていない状態で制御棒を挿入しますと、支えがなくて倒れてしまいますので、仮の2つの燃料集合体を模したものをに入れて制御棒が倒れないようにするものがダブルブレードガイドになります。

30 ページです。6号機の安全対策工事の進捗状況です。こちらは赤枠の部分が実施中であり、黒枠の写真のものが実施済みということでございます。後ほど、ご覧いただければと思います。

31 ページですが、ディーゼル発電機Cのです。先ほどの6号機の自動停止についての

続報です。試運転が終わり 24 時間の運転を終えて、停止操作に入る前に出力が下がり自動停止したというものです。停止に至った要因と推定されますがバナですが、ディーゼル機関の回転速度を一定に保つための調速機を交換した上で、4 月 29 日より 24 時間確認運転を実施し不具合のないことを確認しました。そのため、4 月 30 日より待機状態に戻しております。今後、この交換したガバナを調査して参ります。

下の続報は、けが人の情報で先ほどと同じものがございます。

32 ページになります。4 月 11 日、小千谷市でコミュニケーションブースを開催させていただきました。これは、4 月 26 と 27 日にイオン小千谷店で実施済みです。今回はコミュニケーションブースだけではなく、会場から発電所の見学ツアーも開催させていただきました。

33 ページになります。五泉市、見附市におけるコミュニケーションブースの開催についてです。5 月 10 日、11 日に五泉市のラポルテ五泉で開催済みです。また、今週末は 5 月 17 日、5 月 18 日に、道の駅パティオにいがたでコミュニケーションブースを開催させていただきます。

34 ページになります。5 月 7 日、上越市におけるコミュニケーションブースの開催について公表させていただきました。

今月末 5 月 24 日、25 日の土曜日、日曜日で、柿崎ドームにてコミュニケーションブースを開催させていただきます。こちらでも、コミュニケーションブース会場から発着する発電所見学のバスツアーも同時に開催をさせていただく予定です。

最後になります。35 ページです。毎月、ご報告させていただいております、発電所に関するコミュニケーション活動等の取組についてです。今回は、首都圏の経済団体の皆様に発電所を御視察していただいたことを掲載させていただきました。経済三団体と言われています、経団連、経済同友会、東京商工会議所の各代表の方に発電所見学をしていただきました。その際のコメントは、主な発言のところに記載させていただいておりますので、後ほどお読みいただければと思います。

前回、三井田潤委員から質問状をいただきました件と、前回定例会以降の動きの質疑応答の中で宿題となっていた質問に関しましては文書にて回答をさせていただいておりますので、お読みいただければと思います。

それでは、福島第一原子力発電所の現状につきまして、本社のリスクコミュニケーターの今井より説明をさせていただきます。

◎今井 本社リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス株式会社）

本社立地地域室の今井と申します。タイトルが「廃炉・汚染水・処理水対策の概要」で、毎月福島第一原子力発電所の廃炉のトピックスを何点かご説明させていただいております。

まず、福島第一原子力発電所の廃炉作業につきましては、現在も毎週月曜日と木曜日の夕方に、定例会見をさせていただいております。特に、毎月最終の木曜日につきましては、

当社の廃炉の最高責任者、副社長の小野が会見の対応をしております、本日説明する資料は、先月末、4月24日の会見時の資料でございます。

今回は新任の委員の皆様もいらっしゃいますので、まず1枚目で、福島第一原子力発電所の廃炉の主な作業についてご説明させていただきたいと思っております。

当社の資料で分かりやすいものがなかったので、1ページ目の右下に資源エネルギー庁のパンフレットのイラストを掲載させていただきました。

1～4と番号を振っております。こうした主な4つの取組を行っております。

1番目が、建屋の最上部でございます使用済燃料プールからの燃料取り出し。

2番目が、最難関の作業でございます、溶け落ちた燃料デブリの取り出し。

3番目が、日々増え続けます汚染水の発生抑制対策。

4番目が、発電所構内の多くのタンクで保管しておりますALPS処理水の処分ということで、海洋放出に加えまして原子炉建屋等の解体も進めていく予定です。

資料左上の大きなスライドを見ていただくと大きな矢印が3つございまして、先ほど示した実績と計画をお示ししております。

1番目の矢印が、使用済燃料プールからの燃料取り出しで、3・4号機は既に完了しております。現在、残りの1・2号機の取り出しに向けた準備を進めています。

2番目の矢印、燃料デブリの取り出しは、2号機にて昨年11月に燃料デブリの試験的な取り出しで、0.7グラムではございますが成功致しました。本日は、先月行いました2回目の取り出しについて、後ほどご説明します。

また、資料の右上にはALPS処理水の海洋放出のイラストの概要、資料の下段には汚染水対策等のイラストも交えておりますが、こちらは来月以降にご説明させていただきたいと思っております。

本日、時間がなく上映できませんが、資料の右にQRコードを付けております。こちらは、最新の福島第一原子力発電所の動画で3月にリリースされたものです。10分程度ですので、お時間のある際にスマートフォン等でご覧いただければと思います。

それでは、9ページです。資料の中段には1～4号機の原子炉建屋の断面図、最新の状況をご説明しております。上下に当月のトピックスということでご説明しておりますが、本日は2号機燃料デブリの試験的取り出しの進捗についてご説明させていただきます。

資料は2枚目の裏、最後のページに4枚ほどスライドを用意しましたのでそちらをご覧ください。

タイトルが2号機PCV、原子力格納容器です。内部調査試験的取り出しの作業の状況「燃料デブリの試験的取り出し」ということで追記させていただいております。

資料左下の1ページに記載のとおり、溶け落ちた燃料デブリの取り出しにつきまして、こちらにもエネルギー庁の資料を使わせていただきました。2号機から計画しており、スライドにありますとおり、現場は非常に高い放射線下ですので、遠隔操作のカメラ付きロボットを使用するという、原子炉を覆っております格納容器を貫通する穴に装置を入

れて溶け落ちた燃料デブリを数グラム取り出す計画でした。

写真にもありますとおり、2019年2月には燃料デブリを持ち上げる接触には成功しており、スライドの右下に赤い吹き出しで記載したとおり、約60cmの貫通孔、元々空いている孔にロボットアーム装置を入れて、燃料デブリを取り出す計画です。

続いて、スライドの右上2ページ目をご覧ください。こちらのスライドの左上にありますとおり、燃料デブリは溶け落ちた燃料が周辺の金属などを巻き込んで固まったもので、1号機から3号機の総量は約880tと試算されております。

スライド右下が、昨年11月の初回取り出しのイメージ図や写真でございます。スライドの1でご説明した当社計画のロボットアームにつきましては調整に時間を要しており、初回の取り出しについては、2019年の2月にデブリへの接触の実績があるテレスコ装置という釣り竿のように伸び縮みする装置を使用し、少量ですが0.7グラムの取り出しに成功したというところです。

続いて、右下のスライド3ページ目になりますが、今回の2回目の取り出しの概要です。前回と同じように、釣り竿のように伸び縮みするテレスコ装置を使い、前回よりさらに奥側の、原子炉の中心部に近い場所から取り出しに成功したところです。

2回目となる今回は0.2グラムと、初回よりやや少ない量ですが、前回分と同様に茨城県の研究施設で分析を実施しております。分析結果については、今後の更なる取り出し計画や発電所構内での燃料デブリの保管などに活用する予定でございます。

尚、今後3回目の取り出しでは、当初のロボットアームの使用を計画しております。現在、調整を進めているというところで、年度内に着手できるように現場で進めているところでございます。

福島第一原子力発電所の廃炉の進捗については以上でございまして、東京電力からの説明も以上となります。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。続きまして、原子力規制庁さんお願いいたします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

原子力規制庁柏崎刈羽原子力規制事務所の伊藤でございます。改めまして、第12期よろしくお願ひ致します。

では、資料に従ってお話させていただきます。今日は、時間がないということですが、添付資料が付いておりまして、そちらを少し丁寧にお話したいと思っておりますので、駆け足でお話させていただきます。

規制委員会です。4月16日、23日、こちらは先ほど東電さんからご説明がありましたトラブルですので、割愛させていただきたいと思ひます。

次の4月30日の委員会ですけれども、少し時系列でお話させていただければと思ひます。これが、後ろの添付資料と関係するものですが、3つ目の箱にあります規制法令及び通達に係る文書の4月18日に、令和6年度第4四半期原子力安全実績指標を受理と書い

ております。これがスタートです。昨年の第4四半期に、皆さんもご存じだと思います衛星電話のトラブルがありまして、これが4件溜まりますと「白」ということが自動的に決まります。この情報が4月18日、正確にいうと17日に届きまして、18日に文書を発出したこととなります。これを、先ほどの一番上にあります4月30の規制委員会にかけたということとなります。

先ほども言いましたとおり、機械的に白にはなるのですが、機械的に追加検査というわけではありません。委員会で追加検査の必要性を議論した上で、追加検査をするかしないかということとなります。結果から申し上げますと、追加検査を実施致します。

この委員会が終わりました、次は3つ目の箱にあります文書の4月30日の下のほうを見てください。東電に柏崎刈羽原子力発電所7号機にかかる追加検査の対応区分の変更等を通知ということで、委員会の結果を報告し追加検査をやりますということと4月30日に報告しています。これを受けまして5月12日には、東電の7号機の追加検査実施に係る改善措置活動についての報告書を受領ということで、並べますと、安全実績指標が4月18日に届きました。これを受けて、4月30日に委員会で区分を移動し追加検査をやることになりました。そして、その追加検査をやるということと東電に発信しました。東電はこれを受けて5月12日に、その是正の報告書を出してきましたという流れとなります。

次に、審査実績という2つ目の箱をご覧ください。こちらは設工認資料のヒアリングをしたものでございます。

その下の文書は先ほど話しましたので割愛し、その次の規制者との面談というところも、これまで皆様にお話してきた部分と東電さんからお話があった部分は割愛させていただきます、トピックス的なものだけをお話します。下から3つ目の4月30日の、今後の運搬物確認等の計画に係る面談というのは、青森にありますRFS中間貯蔵施設の使用済燃料の貯蔵の検査計画を話したものでございます。

めくっていただきまして、その他、5月11日に1号の非常用DGのAの潤滑油加熱器の不具合というのがあります。こちらは、先ほど東電さんからも話がありましたけれども、補足というわけではございませんが、ディーゼル発電機、車のディーゼルエンジンの大きいものです。ご存じのとおり油が入っております、その油はディーゼル発電機をすぐ起動して、すぐ使うことになるのです。何かトラブルがあった時、外部電源が喪失された時に、ご存じのとおり油というのは冷えていると粘性が高くて流れが悪いのです。ですので、加熱器で温めておかなければいけないのです。その加熱器が不具合を起こしましたので、油が緩くない状態ということですが、このDGが使えないわけではないです。油が少し硬い状態でもDGが動くとその熱で油があったまって、ふつうどおり動くのですけれども、ここに不具合があったということで待機除外をしているということとなります。でも、実はDGは動きますというところですが。

その下にあります放射線モニタリング情報は、URからご確認いただければと思います。3ページ目をご覧ください。こちらが、先日の委員会で東電の衛星電話関係で追加検査

をやるかやらないか議論した資料になります。

8 ページ目をご覧ください。8 ページ目 9 ページ目を並べて見ていただきたいのですが、これがいわゆる安全実績指標というものです。パフォーマンスインジケータというもので、略称PIと呼んでいます。

我々、事業者の安全活動を監視する上で2つのツールを使っています。1つはパフォーマンスを見るための検査で、現場に検査官が行って事業者の安全活動を監視する、いわゆる検査と言っているものです。その他に、定量的に数字で出る、事業者の特定の状況が数字で分かるものをPIと呼んでいて、このPIの数によって、緑だったり、白だったり、黄色だったり、赤だったりするというものです。

今回は、9 ページ目の黒枠にあります、「重大事故等対処及び大規模損壊対処」、のエリアにあります重大事故等対処設備で、LC0 逸脱した回数をカウントすることになります。3 回までは緑、緑という指摘事項のような色ですが、通常状態ということです。4 回以上になりますと白になります。他のところには黄色と赤もありますけれども、こちらは衛星電話で、ものすごく原子力安全に重要なものというものではないので黄色と赤はないです。ですので、4 回でも 5 回でも 6 回でもすべて白ということになります。

3 ページ目にお戻りください。2 ポツに表がありますけれども、4 回、LC0 が起こりましたので、先ほどの表に当てはめまして白となりました。ただ、先ほども言いましたとおり、これは機械的に白になるわけで、機械的に追加検査を行うというものではございません。

この委員会の中で何を議論したかといいますと、めくっていただきまして、左下のページ数 4 ページ目の上のほうをご覧ください。上のほうに、①、②、③とあります。この確認が必要か、否か、ということですが、まず、事業者のパフォーマンス、安全活動に劣化が確認されているかどうかというのが少しあいまいな部分もありましたので、まずそれは確認しなければいけないねということです。

②におきましては、今回の案件に対して東電さんは、直接原因とそれに隠れている根本原因、その裏側にある背景要因を分析します。こういったものが適切に抽出されているかどうか、間違っただけを抽出していたのでは全く是正できませんので、その抽出がうまくできているかを確認します。

そして③番において、その抽出されたものに対して改善措置活動の計画が立案され、再発防止対策が有効であるかというところを確認しなければいけないという結果になり、追加検査をやりなさいと委員会から指示があり、実際に今度追加検査をやるという流れになりました。

この結果を受けまして、6 ページ目です。これは、委員会の資料の別紙ですが、追加検査を行いますという通知を東電さんに発信致しまして、最終的に面談で報告書を受け取り、この報告書に書いている、先ほど話した議論の内容の中身を適切に事業者が行っているかどうかを追加検査で確認して参ります。

先ほど、緑、白、黄色、赤、と言いましたけれども、緑はいわゆる通常状態で、基本的

には事業者さんの PDCA 活動、CAP 活動と呼んでいますけれども、緑は回っている状態です。白は、回っていない可能性のある、軽微な劣化がある状態です。その軽微な劣化を、事業者の間で是正できるかどうかをこの追加検査の中で確認して参りますということです。以上で終わりです。

最後に、本間委員から前回ご質問いただいておりますけれども、次回まとめて回答させていただきます。

規制庁からは以上です。

◎品田（善） 議長

ありがとうございました。続きまして資源エネルギー庁さん、お願いします。

◎渡邊 柏崎刈羽地域担当官事務所長（資源エネルギー庁）

はい。資源エネルギー庁柏崎刈羽地域担当官事務所の渡邊でございます。改めましてよろしくお願ひ致します。

それでは、「前回定例会令和 7 年 4 月 9 日以降の資源エネルギー庁の動き」という資料をご覧ください。

まず、1 ポツ、エネルギー政策全般といたしまして 2 つ、1 ページ目に書いてございますが、中身は基本的には同じでございます。

国際原子力機関 IAEA の枠組みの下で、追加的モニタリングの一貫として、東京電力福島第一原子力発電所構内において、海水希釈後の ALPS 処理水の採取を行うという内容でございます。4 月 11 日にはこれを 4 月 15 日に行いますという案内、そして、4 月 15 日には行いましたという内容でございます。下の写真にもありますとおり、IAEA の職員が ALPS 処理水を採取致しまして、今後、分析をかけるということです。まだ、この分析結果については公表されておりませんが、採取を行ったというところまでの内容でございます。

2 ページ目に参りまして。令和 5 年度 2023 年度のエネルギー需給実績を取りまとめましたということで、4 月 25 日に公表しております。データの取りまとめの都合上、2 年間遅れてはいますが、2023 年度のエネルギー需給実績を取りまとめた概要でございますが、中の枠にありますとおり、供給動向につきましては一次エネルギーの国内供給は前年比の 4.0%減、化石燃料は 7%減で、1991 年度以降で最も落ち込みました。ですが、非化石燃料は 11.1%増、再生可能エネルギー、水力も含みますが、これは 11 年連続で増えています。

それから、発電電力量は前年度比 1.4%減となり、2010 年度以降で最小、非化石電源比率は東日本大震災以降、初めて 30%を超え、31.4%まで上昇というところが今回の需給実績の供給動向の概要でございます。

3 ページに参りまして、武藤経産大臣の大臣記者会見、これは毎週火曜と金曜にやっております、エネルギー関連枠、関連の記者会見を抜粋して掲載しております。

4 月 15 日には、燃料デブリの試験的取り出し作業他についての記者会見がございまし

た。内容につきましては、後ほどお読みいただければと思います。燃料デブリの試験的取り出し作業、ガソリン価格の動向と支援策、次世代型地熱推進官民協議会の内容でございます。

4 ページ目に参りまして、4 月 18 日、放射性廃棄物の最終処分他ということで、放射性廃棄物の最終処分、ガソリン補助金についての記者会見がございました。

4 月 22 日には、燃料デブリの試験的取り出し作業他についての記者会見でございます。燃料デブリの試験的取り出し作業、電気・ガス料金支援、燃料油補助金でございます。

4 月 25 日には、北海道の泊発電所の 3 号機に関する記者会見がございまして、内容は燃料油価格、定額引き下げ措置と泊発電所の 3 号機の関係と電気・ガスの料金支援についてでございます。

最後でございます、6 ページ目、5 月 13 日、昨日でございますが、太陽光パネルのリサイクル他ということで、太陽光パネルのリサイクル、電気・ガス料金支援についての会見がございました。

次に参りまして、「エネこれ」、「エネルギーのこれまでとこれから」ということで、当庁ホームページで情報を発信しております。

まず、4 月 11 日には、未来のエネルギー技術が集結、大阪関西万博の見どころをチェックという記事を公開しております。

それから、4 月 16 日には、「なぜ日本は石炭火力発電の活用を続けているのか」という内容の記事を公開しております。

すいません、これちょっと日付を落として、後ほど修正いたしますけれども、先日、4 月 12 日だと思いますけれども「大きく変化する世界で、日本のエネルギーをどうする。エネルギー基本計画最新版を読み解く、前編」という記事を掲載しております。

その他、当庁といたしましては、下の黒丸にございますとおり、当省の X 公式アカウント、それから、METI CHANNEL、これは YouTube の動画配信サイト、それから、資源エネルギー庁のメールマガジン、7 ページに参りまして、統計関係のポータルサイトによってエネルギー関係の情報を発信しておりますので、ご興味のある方はぜひご覧いただきたいと思います。

それから、2 ポツ、事務所活動でございます。4 月 18 日に、新潟県議会 4 月臨時会を傍聴して参りました。これは、ご存じのとおり 4 月の 16 日から 18 日に開催されました、「直接請求に掛かる条例審査特別審査委員会」、県民投票条例のことでございますが、そのうち 18 日の特別審査委員会と本会議を私傍聴して参りました。

8 ページ目に参りまして、当庁で開催しております各種委員会関係の情報でございます。まず、3-1 でエネルギー全般に関するものは、この期間ございませんでした。

3-2、電気・ガス事業関連ということで、4 月 17 日に第 8 回の使用済燃料推進協議会、それから、4 月 25 日には第 6 回特定放射性廃棄物の小委員会が開催されております。

時間の関係で、他の委員会につきましては省略させていただきます。後ほどお読みいた

できればと思います。

最後に、9 ページ目でございます。3-4、パブリックコメント募集中案件ということで、法令等を改正する場合にパブコメを募集しております。特に原子力関係につきまして、現在、募集中の案件はないというところでございます。

資源エネルギー庁からは、以上でございます。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。続きまして新潟県さん、お願いいたします

◎天野 主任（新潟県・防災局原子力安全対策課）

新潟県原子力安全対策課の天野と申します。私から説明させていただきます。右上に新潟県と書いてある資料をご覧ください。

まず、地域の会の前回定例会以降の動きになります。1、安全協定に基づく状況確認ということで、5月9日に、柏崎市、刈羽村と共に発電所の月例の状況確認を実施しました。主な確認内容としましては、7号機非常用ディーゼル発電機Aからの油漏れについて、事象概要と原因の調査状況の説明を受けました。

次に、6号機非常用ディーゼル発電機Cの24時間確認運転が終了し、停止準備中に発電機出力が下がり、保護装置が作動し停止した事象について、原因の調査状況の説明を受けると共に、現地確認を行いました。

次に、2のその他になります。5月9日に、県から「柏崎刈羽原子力発電所に係る国及び県の取組について、県民の皆様へ説明します」という表題で報道発表させていただきました。その報道発表資料が2枚目の資料になります。

説明会の日時につきましては、令和7年6月1日日曜日と6月7日土曜日、いずれも12時から16時で説明会を開催させていただきます。6月1日の本会場は柏崎、6月7日の本会場は長岡で説明会を開催させていただきます。

既に参加申し込みは受け付けており、今回の説明会は両日とも事前の参加申し込みが必要となっています。

説明内容につきましては、予定とさせていただいておりますが、原子力規制庁からは、屋内退避検討チームの報告書について、原子力規制庁と新潟県から、被ばく線量シミュレーションについて、県から、県技術委員会の報告書について、内閣府ら、緊急時対応（案）について説明していただく予定としております。説明内容は6月1日、7日両日とも同じ内容を予定しております。

本会場は柏崎と長岡ですけれども、それ以外にも対応可能な市町村にサテライト会場を設けておまして、それぞれの会場で説明会を聞くことができるようにしております。また、Zoomによるオンライン参加も可能です。

新潟県からは以上になります。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。続きまして、柏崎市さん、お願いいたします。

◎吉原 課長（柏崎市防災・原子力課）

柏崎市防災原子力課、吉原でございます。

前回定例会以降の動きにつきまして、2点ご説明をさせていただきます。

まず、1点目が5月2日、第20回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会に参加いたしました。この中では、柏崎刈羽地域の緊急時対応の進捗状況について、議論が行われました。

2点目ですが、5月9日、安全協定に基づく状況確認で、新潟県、刈羽村と共に発電所の月例の状況確認を実施致しました。内容につきましては先ほど新潟県から説明がありましたので割愛させていただきます。

説明は以上になります。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。最後に、刈羽村さんお願いいたします。

◎北本 主事（刈羽村・総務課）

はい、刈羽村総務課の北本と申します。よろしくをお願いいたします。

刈羽村総務課と書かれました資料をご覧ください。

前回定例会以降の動きといたしまして、まず1点目ですが、5月2日、第20回柏崎刈羽地域原子力防災協議会作業部会に出席致しました。

また2点目といたしまして、5月9日に、安全協定に基づく状況確認ということで、新潟県、柏崎市と共に状況の確認を実施しております。詳細な内容につきましては新潟県、及び柏崎市から説明のありましたとおりになりますので割愛をさせていただきます。刈羽村からの説明は以上です。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。それでは、前回定例会以降の動きにつきまして、質疑応答に入ります。ご意見、質問のある方は挙手の上、私が指名させていただきますので、指名された方は名前を名乗っていただき、どなたへの意見なのか質問なのかをおっしゃってから発言をお願いいたします。

はい、本間委員、どうぞ。

◎本間 委員

はい、本間です。県にと思いましたが、原案を作ったのは規制庁なので規制庁さんに伺います。

5月2日に、県と防災部会で話の出た緊急時対応の案ですね、これについて私たち住民としては複合災害のことが一番、今、問題になっているのです。今まで避難といっていたPAZに屋内退避という条件が入ってきたりして、そのへんも問題ですけれども、複合災害が起きた時、実際その国の避難計画のやり方でどうやって我々は避難するのだろうかというので見るのですけれども、あっちこっち書いてあって分かりづらいのですけれども、要するに複合災害、自然災害で命に危険が及ぶような場合には避難しないで屋内退避をせ

よと書いてあって、自然災害が落ち着いたら避難しなさいという。簡単にいうと、そう書いてあるわけですね。一方で屋内退避の継続は困難になると見込まれた時点で、そういう見通しがあれば早めに避難するということです。つまり、避難すると命に危険が及ぶ状態になるから屋内退避をしよう。しかし、屋内退避で食料の供給が止まる可能性があると思込まれたら避難しよう。でも避難して命に危険があったら、やっぱり屋内退避と、要するに行ったり来たりなんです。我々が心配しているのは、それが同時並行的にあった時にどうするか。つまり、一定時間経って避難しようとしたら既に大量の放射性物質が漏れていて、道路状況などでの生命の危険もあるし、放射性物質による大量の被ばくの可能性もある時にどうすればいいのか全く示されていないのですけれども、それを将来的にきちっと示す予定はあるのですか。

前回の質問とも絡むのですけれども、その点を今、分かる範囲で、分からなければ、また、文書にしようもう1回きちっと質問したいと思います。

◎品田（善） 議長

はい、規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

はい、柏崎市刈羽規制事務所の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

一部内閣府さんの部分も入っているとは思いますが、規制庁の所掌内で答えさせていただくと、複合災害が起きても、現状動いているプラントというのは新規制基準をクリアしているプラントになります。ですので、それなりに時間稼ぎができる状態になっています。したがって、最初は自然災害の危機を脱した後に、そこに原子力災害がかぶってきたとしたら、その時間差を利用して原子力災害の対応をするというかたちになります。その時に、PAZ、いわゆる10 km圏内のところは、すぐ逃げなさいということになります。その後、屋内退避の話、今、本間委員のおっしゃった核論の部分ですけれども、屋内退避の運用を検討チームで検討いたしました。そして、その結果も指針に反映する予定でございます。実際に原子力発電所からの状況は、規制庁で把握しています。オフサイトセンターに情報が入って参ります。規制庁の本庁にもERC、エマージェンシーレスポンスセンターというところがあるので、そちらで情報を一括管理しております。その情報を収集し、規制委員会で状況を把握した上で、今、こういう状況なので屋内退避を継続してください、もしくは、こういう状況なのですぐに一時退避をしてください、という連絡をすることになります。そして、その連絡のソースとなるのは、オフサイトセンターにEMCというのがありまして、いわゆる放射線を測定するチームが立ち上がります。その放射線を測定するチームが各所を測定いたしまして、その情報を基に規制委員会で整理して情報を自治体に発信し、そして自治体で各住民の方々に、今こうしなさい、あしなさいという情報発信がなされるというかたちになっております。

その運用の仕方を検討チームで検討し、指針にフィードバックするかたちになっていきます。

◎品田（善） 議長

はい、本間委員。

◎本間 委員

今回、規制委員会が運用の問題に限ったというところも、一つ問題だと思っています。それから、今の説明で新規制基準をクリアしているから福島のような事故にはならず時間的余裕があるから、その時間差を利用してという話がありましたけれども、そんなに都合よく自然災害は起こってくれないのではないのでしょうか。これはまあ、答えなくていいです。

それから、これも前回の書類で出している質問ですけれども、新規制基準をクリアしているから今までのような高リスクのことを考えないでいいという考え方は根本的に誤っているし、国が採用しているはずの深層防護の第5層としての避難基準の位置付けと根本的に違っているのですよね。これはたぶん、何回やっても今の国の方針からいうと行き違いというか、かみ合った議論にならないと思うのです。そういうことで一般住民を、なんていうか、だましてしまうような議論が多いのは、私は非常に危惧するというか、不満です。

国で、もしやるのであればきちっとしたことを言って、地元の皆さんにはこれだけのリスクはあるけれど、これは皆さんにいつも言うように電気の為だからしょうがないと、きちっと言ってもらいたいですね。こうやれば絶対大丈夫ですよ。リスクはあるけどたいしたことないですよ。でも本当のことは言いませんよ、という姿勢については非常に不満です。これは、返事は来ないと思いますので、意見ということにさせていただきます。

◎品田（善） 議長

意見ということだそうですので、何かコメントがあれば。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

では、規制庁の伊藤です。一言だけ。

高リスクを加味していないというわけではなく、国民の皆様をだましているというわけでもありません。そこだけは一応、否定させていただきます。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。はい、三井田委員、どうぞ。

◎三井田 委員

三井田です。お願いします。新潟県さんになるかと思うのですが、上輪大橋が損傷して、今、通行止めになっていますね。それで、避難する時に地域の方や、僕らもそうですけれども、もし高速道路に雪が降ってダメになった場合通れなくなるので、早めに対応していただけると有難いです。以上です。

◎品田（善） 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県防災局・原子力安全対策課）

例の国道8号の橋のことだと思うのですが、あれは直轄国道なので、県が直接やっている部分はありません。国で一生懸命、早期復旧に向けてやっているというふうに承知しています。

◎品田（善） 議長

ありがとうございました。他にいらっしゃいませんか。

はい、竹内英子副会長。

◎竹内 委員

はい、竹内です。東京電力と規制庁にお伺いしたいです。まず、衛星電話の件ですが、時系列に19ページを見ていただくと、11月の不具合と1月27日の不具合が同じ理由ですが、11月の時点ですべてを見ていけば1月の27日の不具合は防げたのかなと思うのですが、そのあたりはどうなのかというところと、以前、衛星電話の件で質問した時に、月1回点検しますとのことだったのですが、発電所は一般的に月1回、衛星電話は月1回なのかもしれないのですが、原子力発電所という、住民をリスクに巻き込むかもしれない施設だということで、月1回は止めて、せめて週1回は点検してほしいなと思います。それが東京電力への質問と要望です。

もう1つ、原子力規制庁に対してですけれども、追加検査の件です。軽微な劣化を是正できるか見るために、必ずしも追加検査はしないのだけれど、今回、東京電力は追加検査にしたということです。ということは、軽微な劣化を是正できない可能性があるから追加検査になったと思うのですが、どういう内容でそのように判断したのかが、分かったら教えてください。以上です。

◎品田（善） 議長

はい、最初に東京電力さん、お願いします。

◎古濱 原子力安全センター所長（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

東京電力の古濱と申します。ご質問ありがとうございます。

最初のご質問について、報告書にも書いてございますが、外から見てどこが悪いかわからないところであり、電子部品の劣化はかなり専門的な試験をやらないとどこがどう劣化しているのか、見ただけでわからないものです。ちょうど、いろいろ調べていたところ発生したというのが正直なところです。我々としても非常に悔しいところではありますが、決して放っておいた、もしくは原因も見なかったというわけではなく、調べていた途中で起きてしまったということです。

2番目のご質問のインターバル、1カ月に1回という部分については、いろいろな機器があり、機器によって通信機器というか電子機器的なものにつきましては、劣化兆候が分からないものが多く、いきなり切れるといった状態になる。例えば、徐々に機械的なものですり減っていくとかでしたら、もう少しインターバルを短くすると劣化兆候を事前にわかるということもあるとは思いますが、この手のものは、ある時突然切れたりするものですから、インターバルを調整したところで、どれだけ予防できるかは難しいところです。

当然、我々も予防保全的な観点から最適なところはどこかを、今後も引き続き検討していこうと思います。なかなか、単にインターバルを縮めれば防げるかというそういう問題ではないと思っているところです。以上です。

◎稲垣 発電所長（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

すみません。ちょっとだけ補足をさせていただきます。

竹内委員の後半の質問に対して古濱が答えたのはそのとおりですが、我々としては故障が途端に来るっていうことでありますので、その頻度よく見て行くというよりは、予備を増やしLC0にならないという対策をするほうが妥当だと考えているところです。当然、竹内委員のご意見はきちんと考えて、頻度も適切にこれからも考えて参りたいと考えております。

◎品田（善） 議長

ありがとうございました。規制庁さん、お願いします。

◎伊藤 柏崎刈羽原子力規制事務所長（原子力規制庁）

規制庁の伊藤です。ご質問ありがとうございます。

まず、衛星電話の故障が東電の安全活動の劣化によるものなのか、それとも、その機器に内在しているものなのか、不明瞭なところがありました。もし、機器に内在しているもので、東電が予見できないものであれば、新知見とまでは言わないですけども、東電に過失はないと考えられます。例えば、宇宙人が襲ってきて原子力発電所を攻撃されるっていうのは、さすがに予見できないと思うのですよ。そういうものであれば、機械的に白にはなりましたけれども、追加検査をしても特に東電さんの何か根本的な原因が見つかるわけではないと思っています。とはいうものの、まだここはあいまいですので、追加検査を持ってしっかりと監視・確認していくということが1つです。これはあくまで機器の話です。

もう1つは、東電さんが保安規定に衛星電話5台とルール決めをしました。自前で作ったルールを今回、守れていなかったわけですね。その本来守るべきルールを守れなかったところには、何かしらのパフォーマンスの劣化があるかもしれないということが委員の議論の中で話が出ておまして、それも踏まえて確認していくということで追加検査の実施を決めております。

◎品田（善） 議長

はい、竹内副会長。

◎竹内 委員

竹内です、すみません。東京電力にですけど、私がちょっと勘違いしていたのかもしれないのですが、月1回の検査というのは、私、その衛星電話が通じるかどうかの検査だと思っていたのです。それであれば月1回であれば通じなくなってから2週間経ってしまうことが、週1回やっておけば無いわけで、やっぱり週1回のほうがいいのではないかと、ところが1点と、予備をどんどん増やしていくと、どんどん検査をしなければな

らないというのは、どうなのかなというところがあります。以上です。

◎品田（善） 議長

東電さん、お願いします。

◎松坂 リスクコミュニケーター（東京電力ホールディングス（株）柏崎刈羽原子力発電所）

はい、東京電力、松坂がお答えします。まず、この衛星電話設備ですけれども、ご家庭に置くような、机の上に並べているといったような状況ではなくて、金属箱の中にボルト締めしてしまっております。これはなぜかといいますと、耐震性を持たせるために、そういった堅牢なもので守るということをしておりますので、そういった意味では容易に通話をしようという状態になっていないというのが実態です。とはいえ、きちんと通話ができることを定期的を確認するというのと、先ほど稲垣が申しましたけれども、冗長性をきちんと持たせるということで予備機を持たせる。これによって、我々が定めた5台というものが常に維持できるように対策をしております。

また、先ほど稲垣も申しましたように、この通話の確認頻度というのは当然乍ら検討して参りますので、今の現状報告というところでございます。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございます。最後になりますが、小田委員、お願いします。

◎小田 委員

商工会議所の小田でございます。新潟県さんに質問させてください。

県技術委員会の報告が出て、昨年度から各市町村で説明会をされていて、さらに今、いただいた資料で、また県内各地で説明会をされるという資料が出ています。さらに、プラスで公聴会をするという報道があったかと思うのですが、昨年度からの流れの中で、説明会でことが足りるのではないのかなと思うのですが、新たに作る公聴会では何をされるのでしょうか。それをお聞かせいただければと思います。

◎品田（善） 議長

はい、新潟県さん、お願いします。

◎金子 課長（新潟県防災局・原子力安全対策課）

はい、新潟県の金子でございます。

今日、知事の定例記者会見でも申しましたけれども、4月の臨時会で申しますように、知事としては今後リーダーとして判断をしていくために、県民の多様な声を聴いて把握していかなくてはならない。県民の賛成・反対だけではなくて、条件付き賛否とか、そういった多様な意見を聞いていく場の一つとして、公聴会をしたいということでございます。説明会は一方向的に説明して意見をやり取りするもの。今回考えている公聴会につきましては、いろんな方々の多様な意見を聞く場として意見を把握して行って、知事の今後の判断の材料にしていく場と考えているということでございます。以上でございます。

◎品田（善） 議長

はい、小田委員。

◎小田 委員

そうすると、今までの説明は一方的だったというのですけれども、一応、県と国が説明しているのに、なぜもう 1 回そこで公聴する必要があるのかがちょっと分からないというか、今まで説明してきたことは何だったのか、ということになるかと思うのです。

◎金子 課長（新潟県防災局・原子力安全対策課）

はい、ご質問ありがとうございます。

今までは、所々でこういう取組をしていましたというところを正しく県民の皆様に理解していただくために、その取組の内容を説明していた場が説明会というふうにご理解いただいていると思います。

その説明を聞いて県民の皆様がどう思うのか、正しく理解していただくために説明してきたということでございます。

公聴会につきましては、そういったことを見聞きした上で県民の皆様がどういったお考えでいるのかというところを、今後、知事としていろいろと把握していく。その把握した多様な意見をもとに、知事としては最終的にどういった判断をするかの材料にしていくための場を、公聴会と考えているところでございます。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。やりますか。はい、岡田副会長、手短にお願いします。

◎岡田 委員

岡田です。小田委員の質問に関連しまして、私も新潟県さんへの意見とさせていただきます。

住民の多様な意見というのは、まず、この会の報告を毎月していただいているのだろうと思いますし、この会が住民の多様な意見を集約している一番密な部分であろうかと思えます。どのようにこの会を評価していただいているのか、ちょっと残念な部分も感じますし、知事ご本人も情報共有会議に出席いただいて、私たちの生の声を毎年聞いていただいていると思います。なんで今さら、そこからなのかというところは、私も報道に接しまして大変残念に思っているところです。意見です。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。

◎金子 課長（新潟県防災局・原子力安全対策課）

新潟県でございます。今ほどの岡田委員、また小田委員のこの地域の思いとしては知事も十分承知をしておりますけれども、新潟県知事として、柏崎刈羽地域以外のところのご意見についても聞かなければいけないという立場というのはご理解いただければというところでございます。以上です。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございました。

それでは、時間も過ぎましたので休憩に入りたいと思います。皆様、お揃いになられた

らすぐ始めたいと思いますので、よろしくお願ひします。

－ 休憩 －

◎品田（善） 議長

はい、それでは、皆様お揃ひでございますので、議題の（3）に移らせていただきます。

今回は、第12期の第1回目の定例会ということで、新しい委員の方も6名おいででいらっしゃると思います。地域の会の概要につきまして、事務局から説明をしていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

◎事務局

はい、地域の会事務局の近藤でございます。お手元に、資料も配布してございますけれども、スライド画面でご確認をいただきながら進めて参りたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。

「地域の会の概要」ということで、次のスライドになりますが、誕生の経緯としては、この3点が言われております。

当時、この柏崎刈羽地域では、プルサーマル計画の受け入れというものに対して、いろんな議論があったというふうに承知をしております。平成13年（2001）年の5月には、刈羽村で住民投票が行われたということもございました。

そして、平成14（2002）年の7月には刈羽村長が、8月には当時の柏崎市長が、ベルギー、フランスのMOX燃料の製造工場等を視察しております。そういった機会を踏まえて、今後、どういった組織的なものを模索していこうというような動きができつつあった矢先といひますか、同じ年の8月に東京電力の自主点検作業記録の改ざん、隠ぺいという不正問題が明らかになったところでございます。

それ等を踏まえた中で、同じ年の12月には、新潟県、それから柏崎市、刈羽村、それから当時の西山町の首長の皆様から、発電所の透明性の確保を図って信頼回復をすることを目的とした会を設置したらどうか、というご提案をいただいております。その時に、ヒントになった類似の団体ということで、ヨーロッパの視察の時にフランスにそういった組織があるということで、そういったものを参考にしながら、新しいスタイルの再発防止策として地域の会というものの検討を進めるというような背景がございました。

次のスライドをご覧ください。

設立に向けてということで、準備会合等も持たれたわけでございますが、期間としては、平成14（2002）年の12月から翌年の2月にかけて、発電所を巡り、賛成、あるいは反対、そしてまた中間の立場の住民の皆様の情報共有の場を目指そうということで、準備会合が開催されております。

当時、「柏崎刈羽原子力発電所の安全運転を確保する地域の会」という仮称で設立準備会が開催されたと記録に残っております。

そして、平成 15（2003）年の 4 月には新委員による予備会議というものが開催をされております。その場で、「発電所そのものの賛否は問わない」、実際すでにあるものについての賛否は問わない。そして、発電所に対して、ああしろ、こうしろという権限は持たない。それから、「会議は原則公開」というこの 3 本柱で、組織固め進めていったというふうに承知をしております。

そして、会の概要でございますが、委員は柏崎市、刈羽村に住所を有する方で、会が認める推薦団体、各種団体の推薦を受けていただく必要があるということを明記しております。その推薦を受けた 25 名以内の委員で構成をするということで、依頼は、公益財団法人柏崎原子力広報センターの代表理事である柏崎市長からしていただいて、任期は 2 年ということが決まりました。

会の任務としましては、発電所の運転状況及び影響等の確認・監視。事業者への提言。議論、活動等の住民への情報提供。それから、委員相互の研修というようなことを会員の任務としております。

そして、国、新潟県を始めとする関係自治体の皆様と、事業者はオブザーバーとして、また、説明者として出席をしていただくというスタイルを取っております。

会議の種類といたしましては、本日のような定例会、これを毎月 1 回。臨時会は、必要に応じて開催ということになっております。もう 1 つ、運営委員会というものがございませう。本日、品田新会長から運営委員のお願いについては後日ということでお話ございましたが、運営委員を会長から指名していただきまして、各月 1 回の会合を持っているところです。以上 3 種類の会を持ちまして、平成 15（2003）年 5 月 12 日に、第 1 回目の定例会が開催されて地域の会が発足いたしました。

関係スキームのようなかたちで、真ん中の青いところに地域の会がございませう。地域住民との意見交換、情報提供をお互いにし合いながら、関係自治体からの協力、意見、提言、情報公開をいただく。それから国、事業者である東京電力などから説明をいただきながら、意見を伝えたり、提言をしたりというような、こういった相互のやり取りをもって透明性を確保していこうという形態でございませう。

必要なものは情報の開示であって、現場の状況確認の協力をいただくということ。また責任ある方からご説明をいただく。そして、委員の求めに応じた研修等で協力をいただくというような相互の協力関係の中で、繰り返しになりますが透明性を確保していこうというようなスタイルを取っております。

次のスライドをご覧ください。今ほど説明を申し上げて参りましたが、地域の会の運営については、以下のような形態で行なっております。

運営費は、新潟県から全額負担をいただいております。企画運営は、委員全員で行うということで、運営委員会で定例会の議題検討ですとか、情報誌「視点」というものがございませうが、編集作業、提言・要望書の取りまとめなどを行っております。また、必要に応じて視察研修や勉強会などの開催を検討し、委員の皆様にお諮りしながら

会を運営していこうというようなスタイルでございます。

次のスライドをご覧ください。こちらに、設立された1期目からの抜粋ですが、定例会の議題として扱った主な事象を記載しています。

2002年、冒頭申し上げましたが、東京電力の不正問題の公表から始まりまして、中越大震災、それから中越沖地震、東日本大震災、福島第一原子力発電所での事故などの大きな事象が、定例会での議題になってきているところでございます。

それから、国の関係ではエネルギー基本計画が、現在7次まで策定をされておりますが、その都度ご説明をいただきながら意見を述べさせていただく。情報提供いただきながら、意見交換しているという経過でございます。

今後も、時々の特ピックスを含めて、事業者である東京電力ホールディングスを始め、国、県、市、村から、それぞれ情報をいただきながら、定例会の議題としていろいろなものを、この場で議論していただくというようなスタイルで進めていく予定でございます。

次のスライドをご覧ください。地域の会の活動について、主なものを掲載しております。設立から23年が経とうとしているわけですが、オブザーバーである国、関係自治体、それから事業者に対して、20回の提言、意見書、要望書等を提出しています。

それから、定例会は、前回4月までで述べ262回を数え、内6回は中止しておりますが、これはコロナの感染の影響で開催ができなかったということでございます。運営委員会も同様でございます。臨時会については9回実施しております。

それから、情報誌「視点」についても131回、2カ月に1回の発行でございますが、右のほうにカラーの見本が載っておりますけれども、この会場のロビーにもございますので、お手に取っていただければと思いますし、全戸配布をさせていただいているところでございます。

それから、県外視察。昨年は福島第一、第二原子力発電所等を中心に、9月に研修視察をさせていただいております。委員10名から参加をいただいたという状況でございます。

次のスライドでございます。

定例会のうち、年に1回、毎年だいたい11月にやっておりますけれども、情報共有会議ということで、国、それから新潟県、柏崎市、刈羽村、それから事業者の、それぞれ、その部門のトップ、新潟県におかれましては花角知事、柏崎市長、刈羽村長、それから東京電力ホールディングスの社長、それから国の機関におかれましては、原子力政策部門のトップの方からご参画をいただき、内閣府からもご参加いただいておりますが、こういった会合を情報共有会議ということで、定例会の一つとして実施をしております。今年につきましては、最後のほうでご案内を差し上げたいと思っております。

この情報共有会議の、それぞれオブザーバーのトップの方から、委員のいろんな質問・意見に対する回答を直接いただけるという大変貴重な会議になっているところでございます。

次のスライド、お願いします。

これまで、提言・意見書・要望書として提出をしているものを全て掲載しております。2003年からはじまり、当時は名称もまちまちでございますけれども、20回を数えているところです。直近では、本日、新しい委員の皆様には写しを資料としてお配りしてございますが、4月9日、前回4月の定例会の時に、原子力発電所の安全性を一層高めるための要望書をオブザーバーの皆様へ提出しているところでございまして、今月末までにご回答をいただけるようお願いをしているところでございます。

また、回答いただきましたものについては公表する予定としておりまして、地域の会の大きな事業の一つと考えております。

それでは最後のスライドになりますが、改めて、確認の意味で記載をしております。「地域の会の役割」、冒頭も申し上げましたが、賛成、反対、中間の情報を同時に発信するという、この定例会の場であります。

それから、地域住民とオブザーバーが顔を合わせて情報を共有する大切な場であるということ。それから、当然、議論は重ねられるわけですが、お互いの立場を尊重し、冷静で客観的なものであるべきということでございます。

それから、これも冒頭申し上げましたとおり、結論を出さない会ということで、議論の中からオブザーバーがそれぞれの役割に反映していただければということで、品田新会長からもご発言があった通りでございます。こういったものが地域の会の役割だということをご認識いただいて、委員の皆様からは、ご自身のお考えをぜひこの場で、いろんな方から出していただいて、オブザーバーと委員の皆様の相互のやり取りの中で透明性を確保するという目的に向かって、今後よろしくお願ひしたいと思ひます。

概要についての説明は以上でございます。続きまして、地域の会の会則について、少しお話をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

すいません、画面に出るまで、少々お待ちください。出ないようですので、私から説明をさせていただきたいと思ひます。

新委員の皆様には、本日「地域の会創立20年記録誌」をお配りしています。こちらの最後のほうの37ページに会則がございまして、そちらをご覧くださいながら、話を聞いていただければと思ひます。

新しい委員の方を中心に説明をさせていただければと思ひます。申し訳ございません。

まず、会則の表題ですけれども、「柏崎刈羽原子力発電所の透明性確保する地域の会」、非常に長い会の名称でございます。通称、「地域の会」と申し上げておりますので、省略して話をさせていただければと思ひます。

目的は、第1条にございまして、「地域の会は、柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性、透明性確保に関する事業者の取組、並びに国、及び関係自治体の活動状況等を継続して確認、監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします」とされております。これが目的、第1条でございます。

それから、これも既に話をしておりますが(2)委員でございます。第2条でございますとおり、「会は、柏崎市、刈羽村に在住し、会が認める各種団体の推薦を受けた25名以内の委員を持って構成します」と。現在は18名の委員の皆様からご参画をいただいているところでございます。任期は2年。それから、再任がされるということですが、延べで10年を超えることができないという規定になっております。

すいません、今映りました。今、2条の説明をしております。

柏崎市・刈羽村に在住が1つの条件。推薦団体からの推薦を受けた方ということ。任期は2年です。再任はできます。但し10年を超えては再任ができないという状況でございます。

それから、オブザーバー等、3条でございます。こちらに記載のあるとおり、本日、皆様からご出席をいただいております、1番から4番。そして、その他、会が必要と認めた方ということで、内閣府は、本日はご参画いただいておりますが、先ほど申し上げました年に1回の情報共有会議では、内閣府のご担当の皆様からもご参画いただいております。

会は、必要に応じてアドバイザーを出席させることができるということで、これ以外の組織の方にも、ご出席を要請することもあるということでございます。

任務、4条でございます。まず、原子力発電所の運転状況及び影響等の確認・監視。それから、事業者等への提言。会での議論、活動等の住民への情報提供。これは主に機関紙「視点」とホームページ上でも公表しているところでございます。

それから、委員研修、県外視察、あるいは柏崎刈羽原子力発電所の視察なども、随時行っているところでございます。

それから、第5条、会及び委員の権利と責務というところでございますけれども、ここが、会長が冒頭申し上げました大事なところと我々としても認識をしているところでございますが、「委員は会において自由に意見を陳述することができます」ということで、いろんな推薦団体の意見を集約するということも必要かとは思いますが、あくまでも個人としてのお考えを述べる機会、場であるということでございます。

それから、2、「委員は互いの意見を尊重すると共に自らの意見等には責任を持つものとします」、当然のことであります。

それから、3、「会は事業者等に発電所の安全確保に係る提言をする事ができる」これも先ほど申し上げました、提言、要望を挙げさせていただいております。

それから、4、ここも重要なところでございますが、「会は国の責任、権限に係る事項及び法令の規定を超える事項について、これらを超えて事業者等を拘束する要求はしないものとします」。

5、「委員は会を通じて、事業者等に資料開示、情報提供、現場確認等を求めることができます」ということでございます。

第6条は事業者等の協力でございます。事業者の皆様から、できる限りのご協力をいた

だいて、この会は運営をされているということでございます。また、要望等に真摯にご対応をいただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、第7条、「会は全て公開で行ないます」、この定例会は、基本的には公開をして報道等も入っていただきまして、公開をさせていただいているところでございます。

それから、第8条ですが、本日の会長の互選、副会長の互選について述べておりますので割愛したいと思ひます。

第9条の運営委員会につきましても、記載のようなかたちで、今後、会長から運営委員の要請があるかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、第10条の会議でございます。これも冒頭申し上げましたが、定例会と臨時会です。定例会は、原則として毎月1回行っていますということでございます。それから、そのうちの1回は例年11月に召集する情報共有会議ということでございます。

臨時会についても呼びかけ等によって、会長が必要と認めた時には召集をしていますということでございます。

会議の議長は会長が務めますが、出席できない場合は、副会長、あるいは会長があらかじめ指名した方が議長に当たるということでございます。

最後、事務局でございますが、公益財団法人柏崎原子力広報センターが行っております。委員の皆様からの、意見・質問等があれば事務局を通じて運営委員会に諮らせていただくということでございますし、何かご不明な点があれば、事務局お問い合わせをいただければと思っております。

以上、雑駁でございますが、地域の会の概要、それから地域の会の会則について、近藤から説明をさせていただきました。私から以上でございます。

◎品田（善） 議長

はい、ありがとうございます。

ただ今、事務局から地域の会の概要及び会則を説明させていただきました。皆様、お帰りになられてから、また再度ご確認いただければと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

尚、この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、事務局まで文書にて提出いただければと思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、第263回の定例会の議題を修了させていただきます。

事務局、お願ひ致します。

◎事務局

はい。事務局からご案内をいたします。まず、令和7（2025）年度情報共有会議の日程ですが、11月12日水曜日、午後3時から柏崎市産業文化会館3階大ホールで開催する予定です。

次回の定例会についてご案内します。第264回定例会は、令和7（2025）年6月4日水曜日、午後6時30分から、ここ柏崎原子力広報センターで開催します。

このあとの取材は、1階のエントランスホールで8時50分までとさせていただきます。
以上を持ちまして、地域の会第263回定例会を終了します。ありがとうございました。

－ 終了 －